

呉市交通事業者への支援制度について

令和7年5月23日
呉市 都市部 交通政策課

1 事業の概要

燃油価格や物価等の高騰によって運行費用が増加し、厳しい経営状況にある交通事業者に対して、呉市独自の支援金を支給します。

2 交付要件等

区分等		交付要件(いずれかに該当すること)		1台(隻)当たり 交付単価	備考
バス・ タクシー	一般乗合旅客自動車 運送事業者	市内のみを運行する 路線を持つ事業者	市が単独で運行支援を 実施している事業者	15万円	—
	一般貸切旅客自動車 運送事業者	市内に本社または 営業所を有する事業者	—		—
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	市内に営業所を 有する事業者	—	5万円	福祉輸送事業限定 許可事業者を含む
航 路	一般定期航路事業者	市内のみを 運航する事業者	市が離島航路・生活航路 として運航支援を 実施している事業者	50万円	フェリー
	貨客定期航路事業者			15万円	フェリー以外の船舶

交付対象

令和7年4月1日時点において対象者が所有又は貸与を受けている車両・船舶で事業(一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般旅客定期航路事業、貨客定期航路事業)に常用している車両・船舶(いわゆる予備車両等は対象外)

3 提出書類

- 呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書(市が指定する様式)
※代表者印を押印していただくか運転免許証の写しを添付してください。
- 宣誓書(市が指定する様式)
※代表者欄は、自署でご記入または代表者印を押印してください。
- 該当する次の事項を証するものの写し
 - 道路運送法第4条第1項の許可
 - 海上運送法第3条第1項の許可
 - 海上運送法第20条の登録(令和7年4月1日施行の改正海上運送法における経過措置の適用により事業継続している場合は、旧海上運送法第19条の5の規定による届出)
- 対象車両の自動車検査証記録事項(A6サイズの車検証ではありません)の写し、若しくは、対象船舶の船舶検査証書の写し
- 支援金振込先口座の通帳の写し

4 申請受付期間

令和7年6月2日(月)から令和7年7月31日(木)まで

5 交付基準日

令和7年4月1日現在の許可(届出)車両数・船舶数

お問い合わせ先

呉市 都市部 交通政策課

電話：25-5712, 25-3062